2025年4月発行　通巻612号

2025 4月 No.612

KARIYA かりや

高浜市大山緑地公園「水面の夜桜」

写真提供：渡部　修 氏

もくじ

人事異動…… 1
離任のご挨拶…… 2
2024年度　第3回理事会が開催される…… 3
教育講師研修会が開催される…… 3
愛知労働局管内死亡災害発生状況…… 4
愛知県の全産業死亡災害…… 4
労働者死傷病報告書受付状況…… 6
監督署だより…… 7
無災害記録証伝達式…… 7
令和6年度「労働トラブル防止総合講座」開催…… 8
衣浦東部保健所コーナー…… 9
社会保険労務士が答える企業の労務管理…… 10
脱監督官の労務相談サロン…… 11
安全屋のこだわり…… 12
入会事業所紹介…… 13
会員だより…… 14
お知らせ…… 15

一般社団法人 刈谷労働基準協会
https://www.kariya-rouki.or.jp

安全を基本にプロへの道をひらく資格取得講習

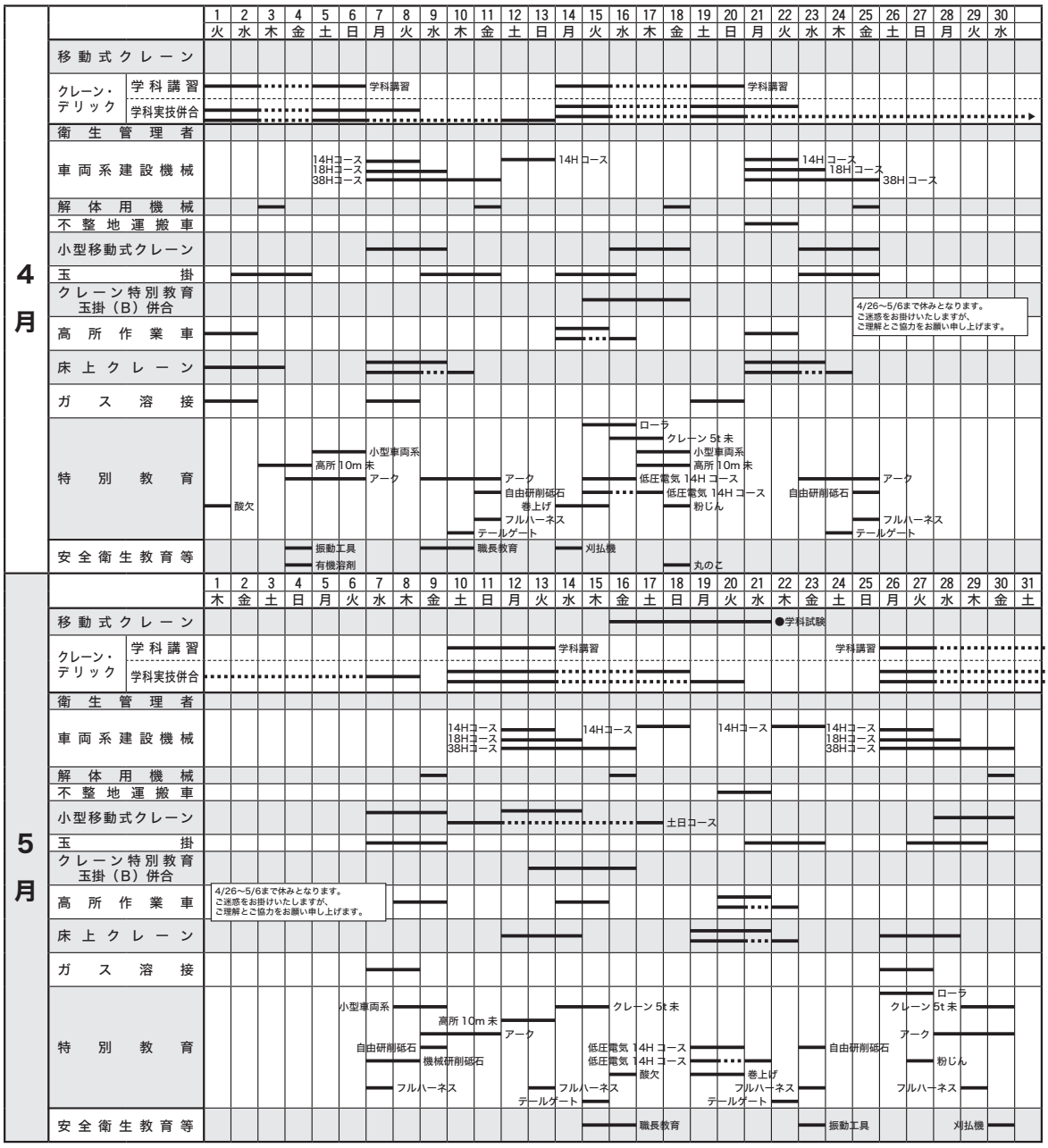

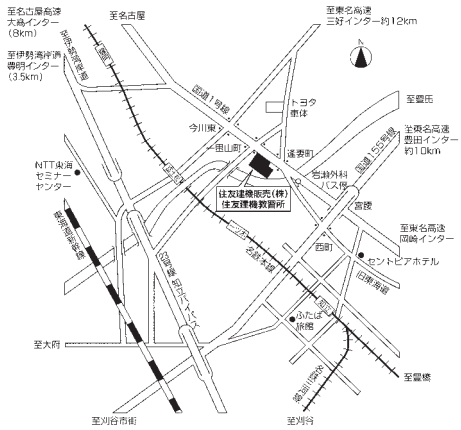

インターネット予約を始めました

- ■下記のホームページから受講予約を入れることができます。
  24Hいつでも0Kです。
- ■3ヶ月先までの日程表の中から希望に合う日程をお選び頂けます。
- ■予約状況も画面で確認ができます。
- ■住友建機、資格取得、免許取得等で検索できます。

■ホームページアドレス

https://www.sumitomokenki.co.jp

交通機関

- ・名鉄本線知立駅下車(徒歩20分)
  JR名古屋駅で乗り換えの方は名鉄本線豊橋方面の電車にお乗り下さい。
- ・知立駅よりバス(日進、三好、愛知教育大学前行き)で一つめ岩瀬外科バス停下車(徒歩5分)
- ・国道23号線(名四国道)豊明インターより国道1号線を東上、3.5km右側です。

愛知労働局長登録教習機関

住友建機販売(株)住友建機教習所　愛知教習センター

〒448-0002 刈谷市一里山町深田1-1　TEL.0566-35-1311　FAX.0566-35-1300

人　事　異　動

（転出）

令和７年４月１日付

新 所属・職名	氏　名	旧 所属・職名
労働基準部賃金課 賃金課長	佐　野　　晃	刈谷署 署長
名古屋西署 副署長	松　尾　鏡　子	刈谷署 副署長
一宮署 第一方面 第一方面主任監督官	鵜　飼　　篤	刈谷署 第二方面 第二方面主任監督官
三重局	川　崎　亜由子	刈谷署 第三方面 第三方面主任監督官
労働基準部安全課 地方産業安全専門官	藤　枝　孝　規	刈谷署 第二方面 地方産業安全専門官
本省労働基準局	安　東　　亮	刈谷署 第二方面
長野局	岩　瀬　祥　弥	刈谷署 第一方面
名古屋北署 労災第一課（センター） 労災第一課長	榊　原　清　高	刈谷署 労災課 労災課長
豊橋署 労災第二課 補償係長	原　　志津世	刈谷署 労災課 補償主任
任期満了	伊　藤　敏　彰	刈谷署 労災課 労災保険給付調査官

（転入）

新 所属・職名	氏　名	旧 所属・職名
刈谷署 署長	相　部　明　浩	岡崎署 署長
刈谷署 副署長	湯　本　一　史	愛知産業保健総合支援センター 副所長
刈谷署 第二方面 第二方面主任監督官	鈴　木　愛　弓	名古屋北署 第三方面 第三方面主任監督官
刈谷署 第三方面 第三方面主任監督官	中　村　浩　史	半田署 安全衛生課
刈谷署 第二方面	髙　市　あいみ	名古屋南署 安全衛生課
刈谷署 第二方面	杉　浦　貴　生	労働基準部健康課
刈谷署 第一方面	六　浦　正　剛	新規採用
刈谷署 労災課 労災課長	横　川　真　弓	刈谷署 労災課 補償課長
刈谷署 労災課 補償課長	島　田　裕　規	総務部総務課 会計第一係 会計第一係長
刈谷署 労災課 補償主任	山　本　麻由美	豊田署 労災課 補償主任
刈谷署 労災課 労災保険給付調査官	高　橋　由里子	労働基準部労災補償課

離任のご挨拶

刈谷労働基準監督署　署長　佐野　晃

陽春の候、会員事業場の皆様には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、4月1日付けの人事異動により、愛知労働局労働基準部賃金課に異動することとなりました。刈谷労働基準監督署に在勤中、一般社団法人刈谷労働基準協会並びに会員事業場の皆様には、格別なるご支援とご協力を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

私の在任期間は1年と短いものでありましたが、この間には、貴協会創立50周年記念式典が執り行われました。貴協会の歴史の節目に立ち会えたことは大変光栄なことであり、改めまして皆様方に感謝申し上げる次第でございます。

さて、令和6年度は、第14次労働災害防止推進計画（5か年計画）の2年目の年でした。愛知労働局として「安全経営あいち®」を提唱し、重篤な労働災害の防止、総合的な健康対策に係る取組を推進する中で、多くの会員事業場の皆様にも当該理念に賛同していただき、生産性の向上等により労働分配を高めることや、働き方改革の推進など、自律的でポジティブな安全衛生管理を促進していただいているところです。

そのような中、昨年（令和6年）1年間の労働災害発生件数（執筆時点の速報値：新型コロナウイルス感染症を除く）は、死亡者数が1人（前年同期比±0人）、死傷者数が532人（前年同期比▲4人）という状況でした。第14次労働災害防止推進計画期間中に2名もの尊い命が失われていることは大変残念なことでございます。死亡災害や重篤災害を発生させないためにも、引き続きリスクアセスメントの適切な実施を軸とした安全衛生管理を行うとともに、働く方自身の安全意識の向上を図るための取組をしていただくようお願いします。

時間外労働の上限規制につきましては、令和6年度は、これまで適用が猶予されていた事業又は業務（建設業、自動車運転者及び医師）に対して、適用が開始された初年度でありました。長時間労働を抑制し法令を遵守するためには、自社の取組において改善できるものもありますが、施主や荷主といった取引関係者、ひいては地域社会や国民全体の理解を得なければ根本的な解決につながらないものもございます。

また、物価上昇に対して賃金上昇が十分に追いついていない状況下においては、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分を適切に転嫁できる環境を整備することも重要です。

当署としましても、法の円滑な施行と定着、働きやすい職場環境の実現に向けて、きめ細やかな企業支援と監督指導を行ってまいりますので、引き続きのご理解とご協力、並びにご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、貴協会並びに会員事業場の皆様の益々のご発展とご健勝を祈念申し上げまして、離任の挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

2024 年度　第 3 回理事会が開催される

新家会長

2025 年 3 月 21 日㈮に、シャインズにて刈谷労働基準監督署佐野署長をお迎えして理事 21 名、監事 1 名出席のもと、2024 年度第 3 回理事会が開催されました。

新家会長の挨拶と議長の下、下記内容の審議が行われ、審議事項についてはすべて承認されました。

佐野署長

審議事項等の後、佐野署長より講話がありました。刈谷署管内での労働災害の発生状況（令和 6 年 12 月末　新型コロナウィルス除く）は、死亡者数は 1 名（前年同期比＋1 名）、休業 4 日以上の死傷者数は 532 名（前年同期比－4 名）となっており、引き続き第 14 次労働災害防止推進計画に沿った労働災害防止の推進が必要である。

また、職場における熱中症対策の強化として、労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要（下記）等について話されました。

「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業者への周知」の義務付け（令和 7 年 6 月 1 日施行）

主な審議事項

議案 1.　2025（令和 7）年度事業方針案・事業実施計画案並びに予算案承認の件について

議案 2.　常勤役員の報酬額等承認の件について

議案 3.　入会事業所の承認の件について

主な報告事項

①2025（令和 7）年度第 1 回理事会

②第 13 回定時会員総会、臨時理事会について

教育講師研修会が開催される

刈谷労働基準協会

2025 年 2 月 21 日㈮に刈谷市民文化センター 4F 会議室にて教育講習の講師を対象に刈谷労働基準監督署の安東監督官と藤枝地方産業専門官をお迎えして研修会を開催しました。

近年、労働安全衛生に関して様々な法律の改正等が行われており、当協会主催の講習についても講師の方々にその動向等についての理解を深め、教育受講生に質の良い講習を提供していくために実施するものです。

刈谷労働基準監督署から今年度までの法改正についての規制等の導入のおさらいと、来年度以降の規制導入､改正等の動向を中心に説明したのち、講師による質疑を行いました。当日は活発な質疑が行われ、来年度から実施される教育講習へと活かされていきます。

講師研修会

愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和７年３月５日現在の速報値）

愛 知 労 働 局

業種＼年別		令和６年（速報値）	令和５年同時期（速報値）	令和５年確定値
製造業		6（1）	8	8
	食料品製造業			
	化学工業			
	鉄鋼・非鉄金属		3	3
	金属製品	1		
	一般・電気・輸送用	2（1）		
	その他	3	5	5
建設業		9（2）	6（1）	6（1）
	土木工事業	1		
	建築工事業	4（1）	6（1）	6（1）
	その他	4（1）		
陸上貨物運送事業		3（1）	10（3）	10（3）
商業		8（6）	4（2）	4（2）
	卸売業	1	2	2
	小売業	6（5）	2（2）	2（2）
	その他	1（1）		
清掃・と畜業		2	4	4
上記以外の事業		3（1）	3（1）	3（1）
合計		31（11）	35（7）	35（7）

※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。

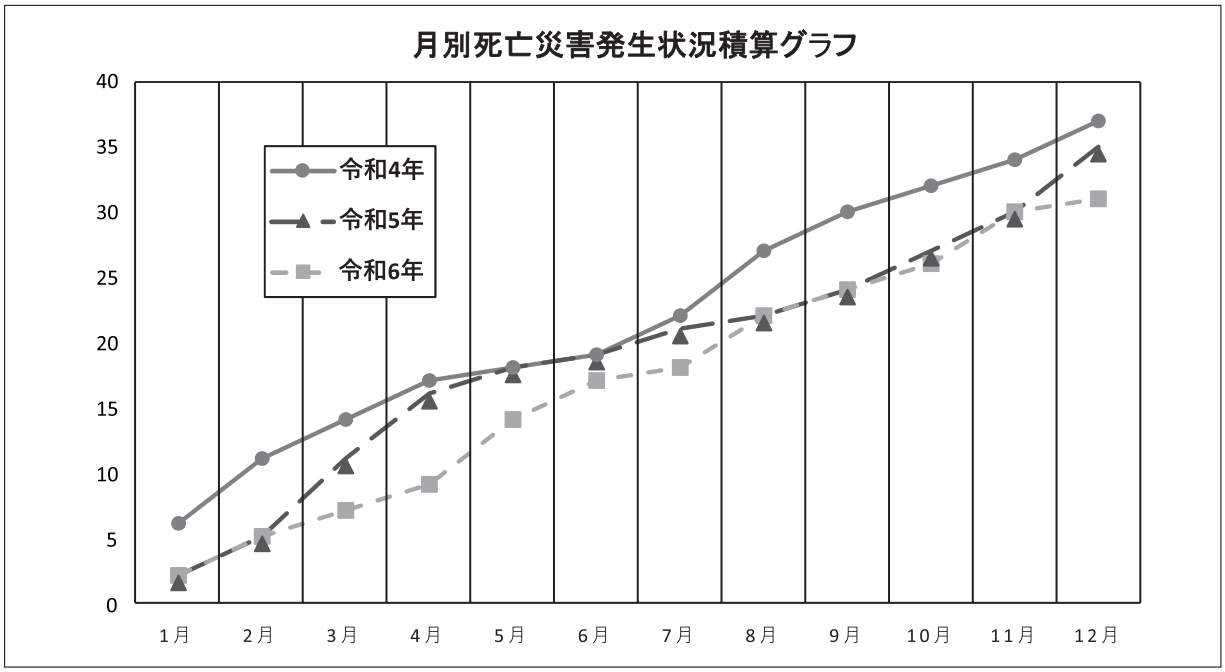

愛知県の全産業死亡災害

（令和７年３月７日現在）

愛 知 労 働 局

発生月発生時間	業種	労働者数	被災者職名	年令	経験	事故の型	起因物	災害状況
R6.2.16. 14：00	その他の建設業	9名以下	その他	60代	29年	その他	起因物なし	道路上から飛び降り死亡したもの。
R6.9.13. 16：10	土木工事業	9名以下	土工	40代	4年	はさまれ・巻き込まれ	基礎工事用機械	橋梁基礎工事現場において、杭打機（クラッシュパイラー）により鋼矢板を圧入作業中、鋼矢板と杭打機を仮止めするために溶接した箇所について、次の鋼矢板を建て込む前の清掃を行うため、杭打機に近づいた被災者が、杭打機の可動部に頭部を挟まれたもの。

愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和７年３月５日現在の速報値）

愛 知 労 働 局

業種＼年別		令和７年速報値	令和６年同時期（速報値）	令和６年暫定値
製造業			1	6（1）
	食料品製造業			
	化学工業			
	鉄鋼・非鉄金属			
	金属製品			1
	一般・電気・輸送用			2（1）
	その他		1	3
建設業		1		9（2）
	土木工事業	1		1
	建築工事業			4（1）
	その他			4（1）
陸上貨物運送事業				3（1）
商業			2（2）	8（6）
	卸売業			1
	小売業		1（1）	6（5）
	その他		1（1）	1（1）
清掃・と畜業			1	2
上記以外の事業		1		3（1）
合計		2	4（2）	31（11）

※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。

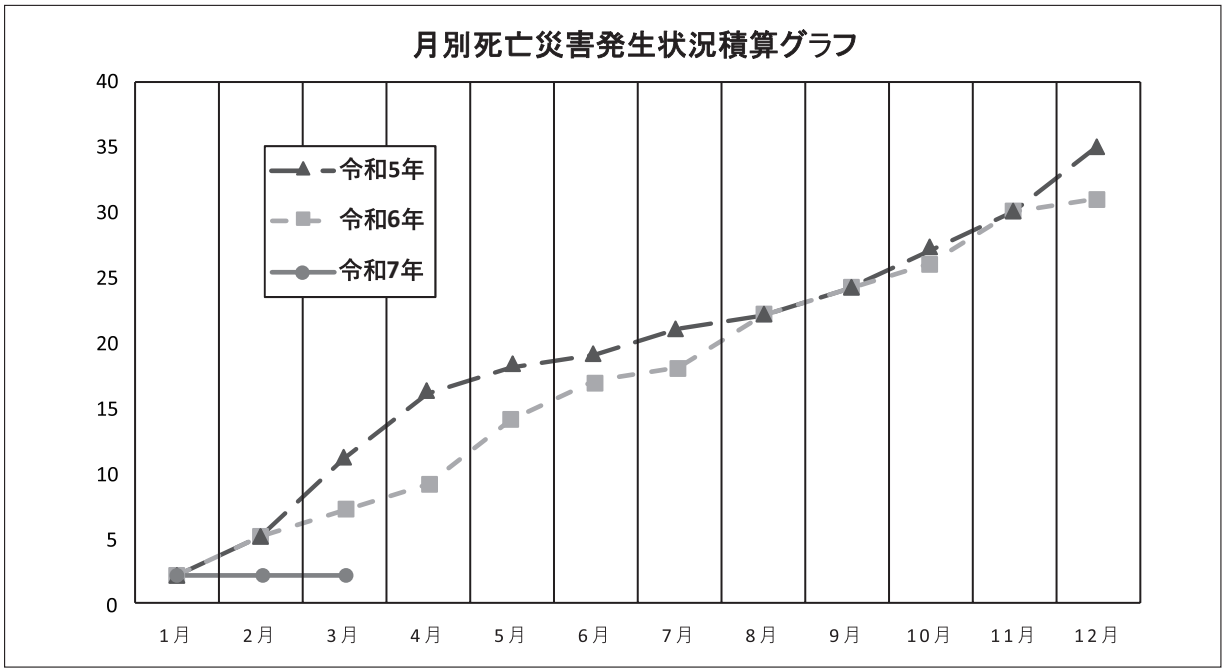

愛知県の全産業死亡災害

（令和７年３月７日現在）

愛 知 労 働 局

発生月発生時間	業種	労働者数	被災者職名	年令	経験	事故の型	起因物	災害状況
R7.1.20. 14：30	土木工事業	9名以下	その他の運転手	60代	30年	その他の転倒	ローダー	資材置き場で、ショベルローダのバケットに改良土を積み込んだ後、後退し、トラックに積み込むため前進しようとしたところ、ショベルローダーが前輪を中心に前に倒れ、被災者は運転席（高さ約２ｍ）から転落した。

令和６年発生　労働者死傷病報告書受付状況（令和７年２月末日現在）

刈谷労働基準監督署

	今月件数		累　計		前年同期		対前年増減数	
	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡
製造業計	2		208	(1)	198		+10	+1
食料品	1		41		46		−5	
繊維			2		4		−2	
木材・木製品			2		1		+1	
製紙・印刷			5		4		+1	
化学			15		9		+6	
窯業・土石			10	(1)	6		+4	+1
鉄鋼・非鉄			12		12			
金属製品	1		40		48		−8	
一般機械			21		9		+12	
電気機械			2		3		−1	
輸送用機械			47		46		+1	
その他製造			11		10		+1	

	今月件数		累　計		前年同期		対前年増減数	
	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡
建設業計	2		49		38		+11	
土木	1		8		11		−3	
建築	1		26		16		+10	
その他			15		11		+4	
交通・運輸業	1		54		57	(1)	−3	−1
陸上貨物業			6		5		+1	
港湾荷役業			1		2		−1	
商業			60		62		−2	
接客・娯楽業			32		29		+3	
清掃業	1		20		29		−9	
その他	1		161		249		−88	
合計	7		591	(1)	669	(1)	−78	

※本統計は令和７年２月末までの労働者死傷病報告（休業４日以上）の受付件数で集計しています。
※（　）内は死亡者数で内数で表しております。

令和７年発生　労働者死傷病報告書受付状況（令和７年２月末日現在）

刈谷労働基準監督署

	今月件数		累　計		前年同期		対前年増減数	
	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡
製造業計	10		18		16		+2	
食料品	2		3		4		−1	
繊維								
木材・木製品								
製紙・印刷								
化学			3				+3	
窯業・土石					1		−1	
鉄鋼・非鉄					1		−1	
金属製品	3		4		4			
一般機械	1		2				+2	
電気機械								
輸送用機械	4		6		5		+1	
その他製造					1		−1	

	今月件数		累　計		前年同期		対前年増減数	
	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡
建設業計	4		7		4		+3	
土木	1		1				+1	
建築	2		4		1		+3	
その他	1		2		3		−1	
交通・運輸業	2		3		5		−2	
陸上貨物業					2		−2	
港湾荷役業								
商業	2		3		3			
接客・娯楽業	1		2		3		−1	
清掃業	1		2		2			
その他	6		8		8			
合計	26		43		43			

※本統計は令和７年２月末までの労働者死傷病報告（休業４日以上）の受付件数で集計しています。
※（　）内は死亡者数で内数で表しております。

監督署だより

精神障害を発病した場合の労災補償について

刈谷労働基準監督署

【質　問】
不眠や食欲不振等の体調不良が続き、受診したところ「うつ病」と診断されました。
原因は仕事のストレス以外考えられません。医師にも仕事が原因だと言われました。労災保険で補償されますか。

【回　答】
業務上の疾病は、労働基準法施行規則別表第１の２に規定されておりますが、精神障害は第９号「人の生命にかかわる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神および行動の障害又はこれに付随する疾病」として列挙されています。
厚生労働省では、労働者に発病した精神障害について、仕事が主な原因と認められるかの判断（労災認定）の基準として「心理的負荷による精神障害の認定基準」（令和５年９月改正）を定めています。

労災認定のための要件は次のとおりです。
①認定基準の対象となる精神障害を発病していること
②認定基準の対象となる精神障害の発病前おおむね６か月の間に、**業務による強い心理的負荷**が認められること
③業務以外の心理的負荷や個体側要因により発病したとは認められないこと

精神障害は外部からのストレス（仕事によるストレスや私生活でのストレス）とそのストレスへの個人の反応しやすさとの関係で発病に至ると考えられています。
精神障害が労災認定されるのは、その発病が仕事による強いストレスによるものと判断できる場合に限ります。
精神障害の発病前おおむね６か月の間に業務による強い心理的負荷が認められるか否かは、精神障害を発病した労働者が業務による具体的な出来事と出来事後の状況を主観的にどう受け止めたかではなく、同種の労働者が一般的にどう受け止めるかという観点から評価します。
したがって、仕事以外に原因が考えられない場合でも、調査の結果、認定基準に該当すると判断されなければ、労災保険での補償は受けられません。

厚生労働省は、脳・心臓疾患、精神障害の労災補償状況を取りまとめ、毎年公表していますが、愛知労働局における精神障害に関する労災補償状況は次のとおりです（詳細はホームページに掲載）。

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
請求件数	142	138	157	176	259
決定件数	85	127	128	140	159
うち支給決定件数	21	32	34	35	62

※決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含みます。支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数です。

無災害記録証伝達式

（株）ジェイテクト 田戸岬工場
（自動車部品・付属品製造業）
第三種無災害記録「880万」時間達成

㈱ジェイテクト 田戸岬工場
工場長　島岡 様

刈谷労働基準監督署

去る令和７年２月21日㈮、第三種無災害記録を達成された㈱ジェイテクト 田戸岬工場様に、刈谷労働基準監督署長より厚生労働省労働基準局長無災害記録証※を伝達いたしました。
記録証を受けられました事業場におかれましては、今後も継続して労働災害防止活動を活発に展開され、さらに無災害記録を更新していただきたいと思います。

※厚生労働省では『無災害記録証授与内規』に基づいて、一定の期間において労働災害を発生させなかった事業場に対して、厚生労働省労働基準局長名の無災害記録証を授与しております。

令和６年度「労働トラブル防止総合講座」開催

名北労働基準協会

第５回庄司弁護士講演テーマ

「労働災害の防止と安全配慮義務について」

愛知県下各労働基準協会は「令和６年度労働トラブル防止総合講座」を開催。今年度は『労働トラブルとなりやすい“5つの事例”への適正な対応について』を総括テーマに、5つの労働重大課題の対策を5人の労働専門弁護士が解説しました。当日は愛知県内企業の労務人事・安全衛生管理者・担当者など、会場における対面受講とインターネット受講と合わせ、約50名が受講しました。

令和６年度第５回『労働トラブル防止総合講座』

庄司弁護士

さる2月21日に開催した第5回は、庄司法律事務所所長　庄司俊哉弁護士が「労働災害の防止と安全配慮義務について」と題し講演を行いました。

講座では、はじめに愛知県下各労働基準協会を代表し（一社）名北労働基準協会　市之瀬高司副会長・専務理事が開会挨拶を行い、続いて庄司弁護士より「労働災害によって発生する責任」「安全配慮義務とは？」について豊富な裁判例とともに解説が行われました。

平成12年より25年間にわたり開催した「労働トラブル防止総合講座」は、令和7年度より講師に弁護士と専門家を迎え、より実務的なテーマ別の単独セミナーとしてリニューアル開催します。

『リスクアセスメントから企業の安全配慮義務を考えるセミナー』

令和7年7月31日　13時半より16時半、ウインクあいち。会費　会員6900円、一般9130円、対面受講またはインターネット受講予定

庄司法律事務所所長　庄司俊哉弁護士

「労働災害発生時の企業の安全配慮義務違反が問われる危険の予見・防止の範囲」

濵田安全衛生マネジメント（同）　濵田勉CEO

「企業におけるリスクアセスメントの意義と経営にも結びつく有効な活用策」

お問い合わせ・お申し込みは、

実施機関（一社）名北労働基準協会

総合受付（電話052-961-1666）まで。

衣浦東部保健所コーナー

今月は、健康経営　に関するご案内です。

あいち健康経営ネット には 健康経営に役立つ情報がたくさん!

健康経営について、様々な情報を発信しているWebサイトです。
愛知県健康経営推進企業の登録もできます。

1　取り組み事例が検索・閲覧できる

愛知県健康経営推進企業に登録している会社を検索・閲覧できます。
他の会社の取り組みを知ることができます。

2　サポート情報が検索できる

健康経営に関するセミナー、イベント、制度・窓口情報などの情報が検索できます。

3　実践している内容を PR できる

愛知県健康経営推進企業に登録すると、自社の取組を PR することができます。

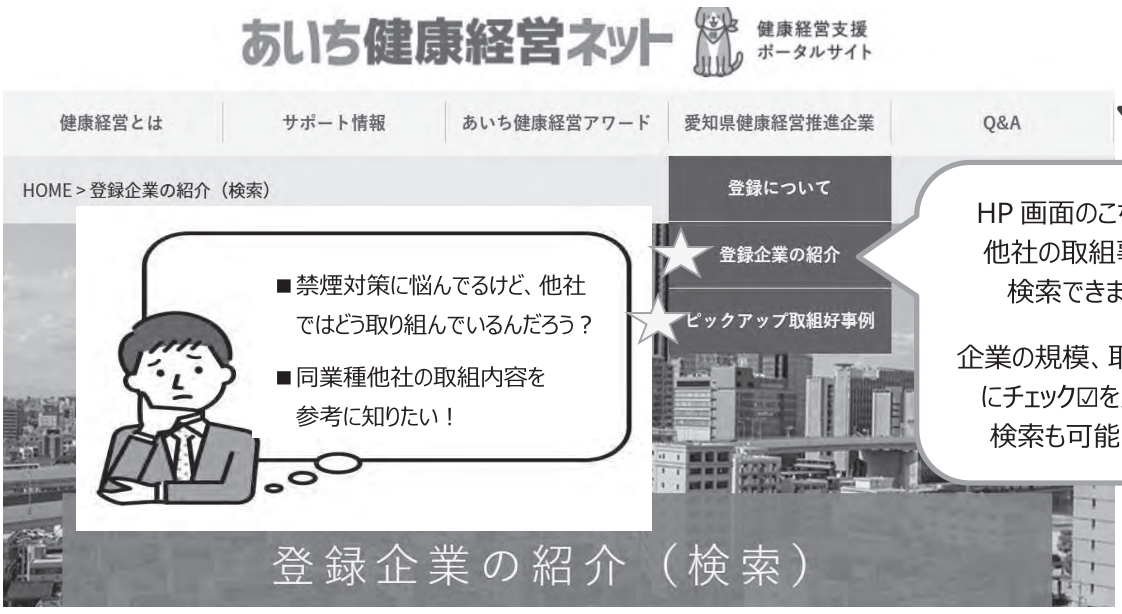

HP 画面のこちらから
他社の取組事例を
検索できます。

企業の規模、取組内容
にチェック☑を入れて
検索も可能です。

自社の健康づくりの取組を もう一歩進めてみませんか

https://www.kenko-keiei.pref.aichi.jp

あいち健康経営ネット　検索

●お問い合わせ先
愛知県保健医療局健康医務部
健康対策課健康づくりグループ
〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
TEL:052-954-6269（ダイヤルイン）

愛知県

社会保険労務士が答える
企業の労務管理

求められる労働条件明確化について

吉山嘉久

令和6年4月1日で労働基準法施行規則が改正され「労働条件の明示」の明確化ルールがスタートした。

労働条件は、募集時・内定時・採用時等で、諸事情によりこれが内容変更となることもある。特に、採用直後の条件変更は、それが不利益変更となる場合、労働トラブルの発生となる。ここで、労働条件明示と条件変更について、注目してみたい。

平成30年1月1日、職業安定法第65条に「虚偽の条件を提示して、公共職業安定所又は職業紹介を行う者に求人の申込みを行った者」が新設された。第65条は、「6月以下の懲役又は30万円以下の罰金」に処する項目が列記されている。もとより「求人情報提供者」は対象であったが、ここで「求人者」も罰則の対象となった。すなわち、この時点まで、労働条件が募集時・内定時・入社時と異なっても、求人者にブレーキを駆けるキーがなかった。少し遅きに失した対応といえる。

同平成30年1月1日、職業安定法第5条の3第3項が新設され、職業紹介・募集時の労働条件明示に対して、その内容に変更があった場合、その確定後、可能な限り速やかに変更内容の明示が義務づけられている。すなわち、契約締結前の明示を義務づけたもので、入社直後に、変更内容を明示することは、許されないこととなる。

更に、令和4年10月1日、職業安定法第5条の4が新設され、求人等に関する情報の「虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示の禁止」が定められ

き業務の内容」に加え、就業の場所及び業務の「変更の範囲」も明示することとなった。

併せ職業安定法施行規則も改正され、今回の労働条件明示は、募集広告や職業紹介を受ける際に求人企業から明示される労働条件にも追加されることとなっている。すなわち、募集時（原則、面接などで求職者と最初に接触する時点までに）、就業の場所及び業務の「変更の範囲」も明示しなければならない。

関係通達の一部改正も行われている。その中で、労働契約法第8条（労働契約の内容の変更）関係で、裁判例として山梨県民信用組合事件（最高裁平成28年2月19日第二小法廷判決）がクローズアップされている。裁判内容はここでは割愛するが、「労働条件の変更」は、使用者及び労働者の「合意により可能」とされていることについて、この裁判では「当該合意の有無については労働者の自由な意思に基づいてされたものと認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在するか否かという観点からも判断されていること」と判示されており、強制的に求めた合意は、署名・押印があっても効力を持たないことも有り得ることを示している。

今後「労働者の同意」の有無の判断について慎重な対応が必要であろう。

かかる一連の法改正を踏まえると「労働条件の明示」について、募集時から厳格な対応がますます求められてきており、ここで今までの取組状況をチェックしてみる必要がありそうだ。

（吉山社会保険労務士事務所所長・ホワイト企業推進社会保険労務士協議会会員）

イラスト・伊藤香澄

脱監督官の労務相談サロン

第１話　　～上限規制～

相談者　運送会社総務部長

「私は、運送会社の総務部長です。昨年度から、自動車運転手について、時間外労働の上限規制年 960 時間が適用となり、当社としても最重点の取組みとしているところです。昨年度、一部の運転手で時間外労働が年 950 時間を超えましたが、全員が年 960 時間以内に収まり、取組みは達成できたと思っています。」

「年 960 時間に近い時間外労働では、1 か月平均で 80 時間となります。貴社の場合、1 年単位の変形労働時間制のため、通常は、時間外労働を月 42 時間以内に管理する必要があります。そして、臨時的で特別な事情に対応する月に限り、特別条項を発動し、月 42 時間を超えて時間外労働をすることができます。」

「昨年度まで、時間外労働は年 960 時間までできるという認識で、運行計画を立てていました。『時間外労働は月 42 時間以内になるように、運行計画を作成する必要がある』ということになりますね。」

「そのように改善していただくようお願いします。上限規制の遵守で、特に苦労されたことはありますか。」

「取引先の稼働日の変更や大雪による通行止め等、予期せぬ出来事が発生し苦労しました。大雪による通行止め等の影響による場合は、その対応した時間を除外できると聞いたのですが、いかがでしょうか。」

「それは時間外労働でなく、自動車運転者の改善基準告示のことです。大雪による通行止め等予期し得ない事象の場合、1 日の拘束時間、2 日平均運転時間、連続運転時間について除くことはできます。しかし、この場合でも、1 か月の拘束時間等他の改善基準告示の適用では、この対応時間を除くことはできません。」

「それでは、大雪による通行止め等の影響による場合でも、上限規制の労働時間は除くことができないということですか。改善基準告示でなく、大雪による通行止め等の場合には、それに要した時間を 36 協定で協定した時間にはカウントされず、時間外・休日労働ができると聞いた記憶があるのですが、違いましたか。」

「労働基準法第 33 条の災害等による臨時の必要がある場合は、その通りです。しかし、それは、例えば県からの要請を受けて、除雪作業を行う場合等が該当します。すなわち、大雪で渋滞に巻き込まれた人ではなく、その渋滞を解消するために、除雪作業を行う土木工事業者等が該当します。貴社の場合、例えば大地震の発生等により要請を受け、『被災地に物資を搬送する業務』は該当し、要した時間を除くことができます。」

「話は変わりますが、弊社が心配しているのは、予期せぬ出来事等が発生し、時間外労働が年 960 時間を超えた場合、罰則付きの上限規制のため、労働基準監督署は、直ちに送検することになるのですか。」

「働き方改革関連法の施行時、『罰則付きの上限規制、罰則付きの年 5 日の年次有給休暇取得義務』と、大きく報道されました。確かに、罰則付きであることには違いありません。しかし、これらの労働基準法違反について、すべての案件について労働基準監督署が捜査し、検察庁に送検するということではありません。」

「そうなのですね。それでは、どのようなときに、送検されるのですか。」

「繰り返し行政指導しても、改善意欲がなく改善されない等、行政指導では解決困難な場合です。予期せぬ出来事等が発生し、一部の自動車運転手が年 960 時間を超えた場合であれば、まずは行政指導を行い、今後、労務管理を適正に行っていくことを確認できれば、行政指導は終了します。」

「そうでしたか、少し安心しました。改善意欲がなく改善しない場合の他に、送検されることはありますか。」

「労働時間の改ざんや過小申告のような不正が発覚した場合、労災かくしと同様に、『隠蔽、虚偽の悪質な事案』と判断され、送検の可能性はあります。引き続き、適正な労働時間管理をお願いします。」

（労働衛生コンサルタント・社会保険労務士　中西浩信）

安全屋のこだわり①　危険源と人とのかかわりを徹底的に考える

労働安全衛生コンサルタント　嶋田靖文

災害ゼロを継続し社員を守っていくために

社員の皆さんを災害から守るためには、職場の危険源と人がどのように関わるのかを徹底的に調べ、職場の皆さんがそのことを理解し､安全に行動できること。そして､許容できないリスクに対してはしっかり改善し、リスクレベルを許容範囲内にしていく。このことが大切です。そのためには標準作業以外の段取り調整異常処置などの非定常作業での行動パターンをもれなく確認していくことが必要です。そして、そのためには人によって異なる行動パターンをとることがあるので職場のメンバー全ての皆さんを巻き込んで検討が必要です。みんながこうするとこうなるをしっかり理解し、安全行動がとれるようにしていきましょう。

今回は爆発事故防止のために、工程検討段階で事前検討をどのように行っていくべきか検討内容と計算例を紹介します。

（事例）塗装後の製品を乾燥設備へ入れ熱風乾燥する設備を計画中です。そこで設備の安全対策を織り込み、労働基準監督署への計画の届け出を実施します。

そこでの必要な要件は

①乾燥設備内の有機溶剤濃度が爆発下限界の 30% 以上とならないこと

②爆発ベント、爆発口を設置し万一爆発の際のエネルギーを安全な位置で抜くことができる構造とする。（作業域以外に爆風を抜く：天井方向等）

設備の使用条件を確認し安全な濃度以下で操業するための条件を確認します。

その確認ステップの例を示す。

（1）使用する塗料シンナーの溶剤成分を調べる。

（2）各溶剤成分の爆発下限界（vol%）分子量、比重、含有量を調べる。

（3）上記成分の内、安全サイドに見て、代表物質を選定する。爆発下限濃度の低い物質で含有率の高い成分を選定する。

（4）生産条件を確認

乾燥炉内温度　時間当り製品投入個数　製品 1 個当たり塗布溶剤重量等

（確認例；塗装直後のウエット重量－乾燥後の重量＝溶剤重量）

乾燥炉内排気ファン換気量を設備仕様で確認

事例で確認

炉内温度 70℃

時間当り製品投入個数 72 個

1 個当たり塗布溶剤重量 1.5g

乾燥設備内排気ファン換気量　8㎥ / 分

溶剤の代表成分を酢酸ブチル（分子量 116.16 爆発下限 1.2%）の場合

1 時間当り溶剤発生量　1.5g×72 個＝108g

溶剤重量÷分子量＝108÷116.16＝0.93mol

設備温度 70℃の際の体積を求める

PV=nRT から P=1　V=0.93×0.0821×（273＋70）＝26.2 リットル

1000 リットル＝ 1 ㎥　なので

26.2÷1000＝0.0262㎥（1 時間当り発生する溶剤蒸気体積）

1 時間当り換気風量　8㎥ / 分×60＝480㎥ / 時

溶剤蒸気濃度＝1 時間当り溶剤蒸気体積÷1 時間当り換気風量×100

0.0262÷480×100＝0.00546%
酢酸ブチル　爆発下限 1.2%　の何%になるか。
0.00546÷1.2×100＝0.455% となり
爆発下限濃度の 30% の値の約 66 分の 1 ⇒ OK

（5）万一排気が停止状態で生産した場合、爆発下限濃度の 1.2%となるまでの所要時間を推定（実際には扉の開閉で自然換気されますが自然換気 0 として最悪条件で計算）

爆発下限濃度の 30%の濃度は 1.2%×0.3＝0.36%
T 時間後の溶剤発生量（体積）は　0.0262㎥×T
乾燥設備内容積を 5m×3m×2m＝30㎥の場合
最悪条件（換気 0）として炉内濃度は
0.0262㎥×T÷30×100＝0.0873T%
爆発下限濃度の 30%の濃度　0.36%＝0.0873T% から T を求める
この濃度になるまでの時間　T＝0.36÷0.0873＝4.1 時間

換気が停止している場合、出入口の開閉での換気が無いと仮定すると約 4 時間で爆発下限濃度の 30%に達する。
（対応策例）
排気ファンが停止の場合、塗装乾燥設備へ電気的にインターロックを掛け運転停止とすることで、設備内に爆発危険蒸気の滞留を防ぐようにする。

このように十分に事前検討を行い、安全な条件であることを確認し稼働開始してください。くれぐれも少量だからこれくらい大丈夫だろうというように憶測のみによる判断で作業開始指示を出す事の無いようにしましょう。

職場の安全衛生を管理し指導していく皆さんが、社員の皆さんと一緒になって安全な職場をつくりあげること。なぜそうしなければいけないのかをしっかり教え、みんなが理解し、安全な作業をやり切ることができるように頑張ってください。

入会事業所紹介

2024 年度、入会された事業所を紹介致します。

事　業　所　名	業　　種	支　部　名
シマツビーエム株式会社	ビルメンテナンス業	刈谷
株式会社ボディーサービス スギウラ	自動車鈑金塗装	碧南
奥野安全コンサルタント	コンサルタント業	安城
株式会社テック	産業設備洗浄整備	刈谷
合同会社リクロス	小売業	刈谷
ハタス株式会社	建設業	刈谷

※入会申し込み順

会員だより

安城支部

《会社概要》

企 業 名：株式会社　ヤマコ
代 表 者：代表取締役社長　白羽　清正
所 在 地：安城市新田町小山 119−1
創　　業：1974（昭和 49）年 11 月 21 日
事業内容：乾海苔の業務用加工、乾海苔乾燥
　　業務用海苔販売、海苔販売、営業倉庫
従業員数：591 名（2025 年 2 月 28 日現在）
事業拠点：（国内）安城工場、佐賀工場、柳川工場、東京支店
　　（海外）中国、台湾、韓国、シンガポール
Ｕ Ｒ Ｌ：https://www.yamako.net/

《企業理念》

「顧客第一主義」「地域への貢献」

当社は 1974 年 11 月に創業し、乾海苔専門の加工、販売、保管業者として品質第一、納期厳守、多様なニーズへの即応をモットーに事業展開を図り、昨年創立 50 周年を迎えました。

現在では、コンビニエンスストア等業務用の海苔製品を製造販売させて頂いております。自社で海苔専用の冷凍倉庫を保有し、海苔原料の鮮度を維持し安定に供給させて頂いております。

これからも「お客様第一」の精神に徹し、新しい時代の要請に即して取引先をはじめお客様の期待に応えて参ります。

《事業内容》

乾海苔加工業務	**海苔に大切な「乾燥加工」は、長年のノウハウ蓄積と最新技術の導入で毎年質・量ともに向上し、大きな信頼があります。** 海苔本来の持つ「色」や「香り」を保持し、軟らかさを増すノウハウを駆使し、年間を通じていつでも新鮮で美味しい海苔を製造しています。当社が蓄積した技術、冷凍保管実績により取引先から絶大な信頼を得ています。また､世界で唯一の連続式自動乾燥機｢SCAD｣を研究開発し、海苔の風味や光沢、色調等を従来の乾燥機に比べはるかに優れた乾燥ができるようになりました。 また、コンビニエンスストアで販売しているおにぎりの海苔の包装・加工や全国の著名な海苔問屋からの業務用加工の依頼にも対応しています。
営業倉庫業	**最新技術を駆使し、流通新時代に対応し品質・温度・在庫等あらゆる管理に万全を尽くしています。** 佐賀工場に 24,000 トンの最新鋭・冷凍工場を建設。安城工場と柳川工場、佐賀工場にある普通倉庫と併せて、業務内容も充実させています。迅速な荷役作業と徹底した品質管理を行い、仕訳・袋詰・包装加工の機能を備え温度管理、在庫管理の適確な実施とスピード化を図り、取引先をはじめお客様のニーズに応えています。

お知らせ

第 13 回　定時会員総会のご案内

第13回　定時会員総会を、来る5月23日㈮13時30分より、あいち産業科学技術総合センター産業技術センター 交流ホールにて開催いたします。

ご案内は、5月号会報に同封いたします。

企業の労働 110 番！

労働のトラブル・ご相談・ご質問は迷わず 052−961−7110 までお電話を

労働問題なら

- **●何でも**　民事問題を含めた幅広いご相談が可能です
- **●何時でも**　月～金 8：30 ～ 17：30（祝日等は除く）
- **●何度でも**労働基準協会会員企業さんは解決まで何度でも。未入会企業さんも初回ご来局に限り無料でご相談が可能です
- **●企業の立場で**秘密厳守で企業防衛・繁栄のための対策をアドバイス。労働者の立場でのご相談はできません
- **●社会保険労務士等専門家が**他 行政 OB・産業カウンセラー等企業の支援活動を行う労働の専門家です

委託状況届の提出をお願いします。
提出期間は、4 月 1 日～30 日です。

家内労働者へ内職等の仕事を委託している事業主は、家内労働法による「委託者」になりますので、「委託状況届」の提出が必要です。

この届は、毎年 4 月 1 日現在の家内労働者の現況について、4 月 1 日から 30 日までの間に所轄労働基準監督署を経由して労働局に届け出るものです。

届出用紙は、愛知労働局のホームページからダウンロードできます。最寄りの労働基準監督署でも入手可能です。

愛知労働局ＨＰ　最低賃金・家内労働関係
パンフレット・リーフレット・様式は**こちら**

詳しくは、愛知労働局労働基準部賃金課又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

「委託状況届」は電子申請も可能です。

e-Gov 電子申請 ＞ [手続検索] ＞ [手続名称から探す]に「委託状況届」と入力・検索してください。あらかじめ電子署名(電子証明書)の御用意をお願いします。

なお、e-Gov に G ビズ ID でログインして電子申請を行う場合は、申請に必要な電子署名を省略することができます。電子申請をぜひ、御利用ください。

電子申請の詳細については、下記ホームページをご参照下さい。

e-Gov 電子申請	G ビズ ID
https://shinsei.e-gov.go.jp/	https://gbiz-id.go.jp/top/
☎ 050-3786-2225	☎ 0570-023-797

（お問い合わせ先）名古屋市中区三の丸二丁目 5 番 1 号　名古屋合同庁舎第 2 号館 4 階
愛知労働局労働基準部賃金課　〒460-8507 ☎(052)972-0258

2025年度　刈谷労働基準協会主催講習会

	講習名	日程	会場	会費	
				会員	非会員
技能講習	31Hフォークリフト	(学) 5月9日 (実) 5月10・11・17日	(学) あいち産業科学技術総合センター (実) 豊田自動織機　高浜工場	32,450円	
		(学) 6月6日 (実) 6月7・8・14日			
	有機溶剤作業主任者	5月29・30日	あいち産業科学技術総合センター	12,980円	
		6月9・10日			
		6月19・20日	岡崎市竜美丘会館		
	特化物・四アルキル鉛等作業主任者	5月13・14日	あいち産業科学技術総合センター	12,980円	
		6月2・3日			
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	5月26・27・28日 5月26・27・29日	あいち産業科学技術総合センター	17,710円	
	石綿作業主任者	6月2・3日	あいち産業科学技術総合センター	13,750円	
特別教育	自由研削といし	5月22日	あいち産業科学技術総合センター	10,450円	13,750円
	プレス機械の金型等の調整	(学) 6月24日 (実) 6月25日	(学) 刈谷商工会議所 (実) 豊田自動織機　ラーニングセンター	13,750円	17,050円
	アーク溶接	(学) 6月26・27日 (実) 6月28日	(学) あいち産業科学技術総合センター (実) 豊田自動織機　ラーニングセンター	23,210円	26,510円
	粉じん	5月19日	あいち産業科学技術総合センター	8,360円	11,660円
	低圧電気（実技7H含む）	5月20・21日	刈谷商工会議所	17,050円	20,350円
		6月17・18日			
	フルハーネス型墜落制止用器具	5月12日	あいち産業科学技術総合センター	9,570円	12,870円
	産業用ロボット	(学) 6月26・27日 (実) 6月28日 or 30日	(学) あいち産業科学技術総合センター (実) 豊田自動織機　ラーニングセンター	34,980円	38,280円
その他	建築物石綿含有建材調査者	6月23・24日	あいち産業科学技術総合センター	44,000円	49,775円
	工作物石綿事前調査者	5月15・16日	刈谷商工会議所	44,000円	49,280円
	化学物質管理者(製造)	5月12・14日	あいち産業科学技術総合センター	23,980円	27,280円
	化学物質管理者(取扱)	6月30日	あいち産業科学技術総合センター	14,520円	17,820円
	化学物質管理者(取扱) ※実技あり	6月30日	あいち産業科学技術総合センター	17,820円	21,120円
	安全衛生推進者	6月4・5日	あいち産業科学技術総合センター	16,830円	
	職長教育（製造業）	6月11・12日	あいち産業科学技術総合センター	12,980円	16,280円
	保護具着用管理責任者	6月9日	あいち産業科学技術総合センター	17,050円	20,350円
	衛生管理者受験準備勉強会	5月21・22日	あいち産業科学技術総合センター	18,810円	22,110円

※会費にはテキスト代、消費税を含みます。
https://www.kariya-rouki.or.jp

刈谷労働基準協会主催講習会（労務・労働問題関連）

種別	講習会名	QRコード	4月	5月	6月	会費（単位：円） 会員	会費（単位：円） 非会員	会場
労働法令総合講座	1.労働実務基礎講習（半日）		9	8	10	無料		名北労働基準協会他
	2.労働実務総合研修（1日）		15		18	10,000	13,330	名北労働基準協会
	3.労働実務専門講座（4日間）				11 25	全日 36,700	全日 44,500	名北労働基準協会
	4.建設業雇用管理者研修（1日）					無料		名北労働基準協会他
労働問題セミナー	1.労働問題総合対策セミナー					無料		
	2.2024年問題対応セミナー			14	16	無料		名北労働基準協会
安全衛生	1.携帯丸のこ等取扱作業従事者教育					7,300	8,900	名古屋市工業研究所
	2.振動工具取扱作業者安全衛生教育					7,300	8,900	名古屋市工業研究所
	3.騒音障害防止対策の管理者に対する労働衛生教育					8,690	11,990	あいち産業科学技術総合センター
	4.ダイオキシン類特別教育					7,330	9,160	名古屋市工業研究所
社員教育	1.管理能力向上研修	1〜3			23	6,000	7,000	名北労働基準協会
	2.メンタルヘルス管理者研修							
	3.人事考課者研修			19				
	4.ハラスメント防止研修			27	24			
	5.ハラスメント相談担当者研修	4〜7						
	6.アンガーマネジメント研修			28				
	7.アサーティブ研修							

（県下各協会合同開催）

中災防主催講習会

（刈谷労働基準協会会員は会員価格で受講できます）

講習名	日程	会場	会費 会員	会費 非会員
危険予知訓練（KYT）1日研修会	5月30日	あいち産業科学技術総合センター	17,820円	19,800円

愛知労働基準協会主催講習会

講習会等		開催月日 学科（日）	開催月日 実技（日）	学科会場	実技会場	受講料
技能講習	乾燥設備作業主任者	5月19・20日		ポーラビル		13,450円
	ガス溶接	5月19・24日		ポーラビル	トヨタ安全衛生教育センター	13,780円
	高所作業者運転	5月8日	5月13 or 14 or 15日	ポーラビル	ポリテクセンター名古屋港	42,134円
特別教育	ダイオキシン	5月14日		ポーラビル		会員 7,090円 非会員 8,600円
	低圧電気取扱業務（短時間）	5月15日		日本車輌製造㈱豊川製作所		会員 9,590円 非会員 10,090円
その他	局所排気装置自主検査者	5月12・13日	5月14 or 15 or 16日	ポーラビル	ポーラビル	会員 58,500円 非会員 63,000円
	マスクフィットテスト実施者	5月28日		名古屋市公会堂		会員 21,880円 非会員 26,080円

安全緑十字

□年
□月

		1	2	3		
		4	5	6		
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
		28	29	30		
		31				

無災害 緑
不休災害 黄
休業災害 赤

労働安全衛生保護具
環境測定機器販売

⊕シマツ株式会社 TEL 0566 24-1050

MetLife
メットライフ生命

いい明日へ、ともに進んでゆく。

メットライフ生命保険株式会社
名古屋五城エイジェンシーオフィス
〒460-0008
愛知県名古屋市中区栄 3-8-8 名古屋平和ビル 5F
TEL 052-269-7611　FAX 052-241-7470

EB推進グループ　東海地区プロジェクトリーダー
刈谷労働基準協会専任担当

清水　寛樹

Trend®

Trend Co.,Ltd.
www.trendco.biz

お問い合わせはこちらから

就職支援活動を通して
全ての人が持っている能力と可能性を発掘し
夢のある未来を創出する

外国人雇用コンサルティング
外国人労働者・技術者派遣事業
特定技能外国人紹介・支援事業

株式会社トレンド
〒448-0807　愛知県刈谷市東刈谷町3丁目12番地7
Tel: 0566-22-1177　Fax: 0566-70-8011

ミドリ安全の防災セット

□初動対応　□避難生活対応　□保管場所

【手軽】で【省スペース】なミドリ安全の防災セット
で災害発生後、【3日間】を生き抜く準備をサポート

ミドリ安全株式会社
刈谷支店／愛知県知立市牛田 1-59　〒472-0003
電　話／0566-82-1161 FAX／0566-82-1163

ミドリ安全の防災対策サイト
suv.midori-sh.jp

明るい職場はまず健康診断から

◎労働安全衛生法による　健康診断（巡回）
　☆定期健診・特殊健診（じん肺・有機溶剤・鉛・特定化学物質等）
◎成人病健康診断（巡回）
　☆胃部レントゲン・血液検査・心電図・腹部超音波（エコー）検査
　・腫瘍マーカー検査・眼底検査等
◎作業環境測定
　☆粉じん・鉛・有機溶剤・特定化学物質等
◎人間ドック
　☆東海診療所（名古屋三井ビルディング新館3階）

お申し込みは、書面（またはハガキ）並びに電話（またはファックス）のいずれでも、ご連絡をお願い申し上げます。

労働基準協会指定
健康診断機関等名簿登載（1-13-03）・作業環境測定機関等名簿登載（23-44）

一般財団法人 全日本労働福祉協会 東海支部
〒457-0832　名古屋市南区浜中町１－５－１　☎ 052-602-4747
FAX　052-602-6821

《定期刊行誌》

労基法運用の実務広報誌
労働基準広報
B5判/月3回発行/年間購読会員 ¥67,320(税込)

管理・監督者のための実践情報誌
先見労務管理
B5判/月2回発行/年間購読会員 ¥67,320(税込)

労働安全衛生の専門情報誌
労働安全衛生広報
B5判/月2回発行/年間購読会員 ¥67,320(税込)

雇用管理者必携
建設労務安全
B5判/月刊/年間購読会員 ¥31,680(税込)

●単行本

年度版 **安衛法便覧**
労働調査会出版局 編
最新の労働安全衛生法と関連政省令、告示等に加え、新たに発出された主な行政指導通達を収録しています。
B6判/3分冊/約6,800頁/19,800円(税込)

購読会員への特典
- 定期付録の発行
- 労務相談室の無料利用
- 労務関係資料の無料提供
- 社内研修等への講師の派遣

定期刊行誌　見本誌(無料)
送付ご希望の方は、
ご連絡お願いいたします。

(株)労働調査会 中部支社
〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-16-22 丸の内エイチエフビル2F
TEL 052(211)2073

かりや　四月号
二〇二五年四月発行
通巻六一二号
発行所　刈谷市高松町一―二九　ハートヒルズ刈谷ビル五階
一般社団法人　刈谷労働基準協会　〒四四八―〇八五三
（電話　〇五六六―二一―六三三七）
編集人　渡辺秀博
印刷所　刈谷市幸町二―二　㈱クイックス
定価一五〇円